

熱海市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月2日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第23号

熱海市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

熱海市廃棄物処理施設設置条例（平成11年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熱海市大黒崎し尿管理センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

（熱海市基金条例の一部改正）

3 熱海市基金条例（平成29年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「ごみ及びし尿処理施設並びに」を「一般廃棄物処理施設及び」に改める。